

新生児のうち、出生時体重が1,500g未満の数

定 義

自院における出生時体重が1 5 0 0 g 未満新生児の出生数です。
死産は除きます。

算 式

実数

当院の値（調査期間）

R5年度	7 件（年間）
R4年度	7 件（年間）
R3年度	9 件（年間）
R2年度	8 件（年間）

項目の解説

出生時体重が1 5 0 0 g 未満の新生児を極小低出生体重児といいます。このような新生児の治療には、高度な設備を持つ新生児特定集中治療室（N I C U）において、経験のある医師・看護師が2 4 時間体制で呼吸・循環などの全身管理を行う必要があります。極小低出生体重児の数は、高度な周産期医療を提供していることを示します。